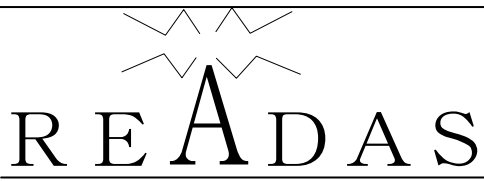


第 5372 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2015年)平成27年 12月 17日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♣ プロ野球のシーズンシート

**Q**：当社では、プロ野球のシーズンシートを購入して、チケットを取引先等に配ろうと思っています。この場合の税務の取扱いはどのようになりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

プロ野球のシーズンシートを購入すると、シートに購入者の名前が記載されることがあり、このことによって広告宣伝効果が得られるとの考えからシートに係る購入費用は広告宣伝費になると考えられる方もおられるかもしれませんが。

しかしながら、そのシートに記載された社名等は、そこがその会社の席であることを示しているに過ぎず、また一般的に見てその表示が不特定多数の人に対する広告宣伝を意図しているものとは認められません。

このようなことから、シート購入代金は広告宣伝費ではなく、交際費として取り扱われることとなります。

ちなみに、チケットが取引先以外に利用されている場合には、その利用方法によって次のようになりますので注意が必要です。

- ①特定の役員や従業員のみが利用する場合  
これらの者に対する給与となります。
- ②従業員が普遍的に利用する場合  
特定の役員や従業員だけが利用するのではなく、全従業員が普遍的に利用できるようなものである場合は、福利厚生費とすることができます。

